

# ブラウンスイス種牛登録取扱手続

(毛色の制限)

- 1 品種の特徴的な毛色とは対照的な異毛色斑が腹を含め体のいずれかにある場合または尾房に白毛が交雑する場合も、異常斑紋（オフ カラー）として、名号の末尾に「OCS」を付して登録する。  
なお、鼻口の周囲、角の周囲、背線部分の毛が淡い色になっているものは、正常毛色牛として取り扱う。

(審査)

- 2 審査は、別に定める「ブラウンスイス種の審査実施に関する要項」に基づき、同種牛審査標準によって実施する。
- 3 この手続に記載していない事項はホルスタイン種牛登録取扱手続を準用する。

(付 則)

- 4 この手続は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。